

空き家とセットで

農地売買などの要件を緩和

問【農地】産業課（金屋庁舎）

【空き家バンク】商工観光課（金屋庁舎）・清水行政局産業振興室

空き家と農地を

お持ちの方へ

制度適用の主な要件

有田川町農業委員会では、空き家に付随する農地について、所有者が

県外からの移住者へ空き家と農地を同時に売却などする場合に、各要件を満たせば農地取得の要件を緩和することとしました。移住や農業への新規参入を促し、地域の新たな担い手を確保していくことを目的としています。

空き家と農地を所有する方で、この緩和制度を利用したい方は農業委員会などへの申請が必要です。

・「わかやま空き家バンク」に登録された空き家物件であること。

※空き家バンクへ登録を希望される方は、お問い合わせください。

・空き家物件と農地の権利所有者が、原則同じであること。

・空き家と農地の購入を同時に行うこと。

・遊休農地、または遊休農地になることが見込まれる農地であること。

※その他の要件、詳細についてはお問い合わせください。

これまでの課題・問題点

| 移住希望者 | 空き地などの所有者 |
|---|--|
| 移住を機に農業を始めたいが、農地を所有するための要件を満たすことができず、農地を購入できない。 | 家屋・宅地は売却できても、農地の売却は買受者の要件が満たされず、売ることができない。 |



改善点

下限面積を 0.1a に引き下げる

取得要件である、下限面積を 0.1a に引き下げることによって、購入希望者のハードルが下がります。それにより、売買などがしやすくなり買い手売り手ともにメリットが生まれる。

※農地法により規定される要件の一つで、一定以上の面積を耕作などしていなければ農地を購入出来ないとされています。有田川町では 50a（金屋地域の一部は 30a、清水地域は 10a）となっていますが、制度適用によりこの下限面積を 0.1a に引き下げます。